

長崎県公安委員会告示第28号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年7月17日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に掲げる警備業務（以下「2号警備業務」という。）

2 講習の種別

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下これらを「警備員指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
- (2) 2号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者に対して行う講習（以下「追加取得講習」という。）

3 実施期日

(1) 新規取得講習

令和8年9月7日（月）から同年9月11日（金）までの5日間

(2) 追加取得講習

令和8年9月10日（木）及び同月11日（金）の2日間

4 実施場所

長崎市桜町9番6号

長崎県勤労福祉会館

5 受講定員

(1) 新規取得講習

20人

(2) 追加取得講習

5人

6 受講対象者

(1) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上であるもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、この告示の公示の際現に2号警備業務に従事しており、かつ、2号警備業務に従事している期間が当該旧2級検定に合格した後、継続して1年以上であるもの

(2) 追加取得講習

2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって(1)アからオまでのいずれかに該当するもの

7 受講申込手続

(1) 申込期間

令和8年8月3日(月)から同月7日(金)まで

(2) 申込時間

午前9時から午後4時まで(午後0時から午後1時までを除く。)の間

(3) 申込場所

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係

(4) 提出書類

ア 新規取得講習

(ア) 受講申込書(申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

(イ) 6(1)に掲げる受講対象者に該当することを証明する次の書面 1通

α 6(1)アに該当する者については、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書

β 6(1)イに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

γ 6(1)ウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

δ 6(1)エに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

ε 6(1)オに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

イ 追加取得講習

(ア) 受講申込書(申込前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真を貼付したもの) 1通

(イ) 2号警備業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等の写し及びア(イ)のαからεまでに掲げる書面 1通

(5) 申込方法

ア 講習を受けようとする者は、原則として申込期間の午前9時から午後3時まで(午後0時から午後1時までを除く。)に、申込場所に対し、来所し、又は電話をかけて事前申込みを行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行うため、受講定員に達したときは、申込期間の途中であっても締め切る。

イ アにより、事前受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日の申込時間内に、申込場所に対し、事前受付番号を申告の上、受講申込みをすること。この場合において、e-Gov電子申請により受講申込みをするときは、所定の備考欄に事前受付番号を記載すること。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った日の申込時間内に、受講申込みをしなかったときは、申込場所に対して行った事前申込みは、無効とする。

エ ア及びイの手続は、原則として講習を受けようとする者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、申込場所に対し、本人の委任状を提出すること。

8 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

(2) 納付方法

受講申込み時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請により受講申込みをした場合は、別に指示される期日までに、申込場所において納付すること。

なお、納付した受講手数料は、講習を受けなかった場合においても返還しない。

9 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町2番21号211

10 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前8時30分から午前8時45分までとする。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対して講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線3186）